

各位

平成 25 年 7 月 12 日

都市綜研インベストファンド株式会社

代表取締役 柳瀬 健一

大阪府に対する「業務停止処分取消請求」訴訟について

当社は、平成 25 年 7 月 12 日に、大阪府に対して、当社が営業を行う、不動産特定共同事業における、平成 25 年 5 月 30 日から同年 7 月 28 日までの業務停止処分の取消し請求を大阪府地方裁判所に対して、訴状を提出致しました。

この度の訴訟に至りました経緯は、平成 24 年 5 月 31 日に国宛になされた悪意・虚偽の投書をもとに、誤った先入観を持った国と大阪府が、事前ヒアリング等もない中で、合同で抜き打ち検査を実施し、平成 24 年 8 月 28 日に大阪府は当社に対して、60 日間の全ての業務停止処分を行った事に起因致します。

業務停止処分の理由としては会計処理の見解相違、契約書面の一部記載漏れであり、また事業参加者の収益である家賃収入の分配についても禁ずるという常軌を逸した過酷な処分でありました。

当社は当時、処分理由の一部については不当との見解をもっておりましたが、行政と事を構えることは得策ではないとの判断から指示内容に従順に従いました。

しかし、大阪府は当社の会社規模及び不動産特定共同事業法には一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の適用はなく、会計処理は経済取引の実態の結果を適正に表すものでなければならないにもかかわらず、大阪府は会計の費用収益対応の基本原則を無視し、不当な会計処理を押し付けて更に今回の 2 度目の業務停止処分を断行してきたのでした。

当社はこの不当な処分により、事業参加者からの信頼喪失、営業自粛により会社の事業存続に大きな影響を受けており、行政の一方的な職権行為についての処分取消しを司法に委ねる事と致しました。

以上